

北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情

〈陳情の要旨及び理由〉

平成29年3月8日に北朝鮮が発射した4発のミサイルのうち3発が日本の排他的経済水域に着弾しました。その後、トランプ米大統領は、対北朝鮮に対する圧力を加えるためにこれまでにない兵力を朝鮮半島に集結させています。現在の朝鮮半島情勢は最大の緊張下にあるといっても過言ではありません。

4月16日には軍事パレードに続いて弾道ミサイルを発射し、失敗に終わりましたが、さらなるミサイル発射や6回目の核実験の兆候が米韓の調査で明らかになっており、今後何があってもおかしくない状況にあります。

3月のミサイル発射は「在日米軍基地を標的した訓練」であったと発表していることや、核の小型化にむけた技術も進んでおり、日本の本土に北朝鮮のミサイルが飛んでこないとも限りません。

北朝鮮が発射したミサイルは約10分で日本に届き、現在の迎撃ミサイルでは、複数のミサイルを迎撃することは困難です。たとえ迎撃できたとしても、ミサイルにサリンなどの化学兵器が搭載されていた場合には甚大な被害が広範囲に及ぶことが予想されます。その対応策は、「国民保護法」第十六条(市町村の実施する国民の保護のための措置)の中にも明記されていますが、避難訓練は行われていません。

北朝鮮のミサイルが日本に着弾するようなことが起こってから対応するようでは、市民を守ることはできません。よって下記陳情致します。

〈陳情事項〉

- 1 「国民保護法」第16条(市町村の実施する国民の保護のための措置)に基づき、国民の保護を迅速かつ的確に実施すること。
- 2 武力攻撃の緊急事態から国民の生命、及び財産を守るために『国民保護法』を市民に徹底し、核兵器やサリンなどに対する対処法を啓蒙すること。
- 3 万が一、北朝鮮が発射したミサイルが日本に着弾した場合に備え、核やサリンなどを想定した避難訓練を貴自治体で実施すること。
- 4 国の指示を待ついとまがない場合には、知事や貴職の迅速な判断のもと、適確な救援活動を実施すること。
- 5 朝鮮半島有事の際に発生した難民の対応策を早急にすすめること。
- 6 武装テロや武装難民などへの適切な対策を講じること。

平成29年5月8日

大磯町議会議長  
吉川 重雄 様

平塚市明石町22-3-301  
幸福実現党平塚後援会  
代表 小柳津 基司  
電話080-8878-1688